

浄法寺漆認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浄法寺漆の知名度の向上及び付加価値化による市場競争力の強化と、漆掻き職人の生産意欲の向上を目的とした浄法寺漆認証制度（以下「認証制度」という。）を創設することにより、漆生産者の本認証を目指した取組みを誘発するとともに浄法寺漆ブランドの確立を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

ア 「漆掻き職人」とは、漆液の採取を主たる生業とする個人をいう。

イ 「浄法寺漆」とは、主として二戸市浄法寺町を本拠として活動する漆掻き職人が採取した漆で、第5条に定める基準に適合したものをいう。

ウ 「認証」とは、別に定める認証に関する基準（以下「認証基準」という。）に適合する浄法寺漆であることを認め証することをいう。

エ 「荒味漆」とは、漆の木から採取したままの漆をいう。

オ 「生漆」とは、日本工業規格（JIS K5950）に定める生漆をいう。

(認証機関の設置)

第3条 二戸地方振興局長は、認証の審査など制度の適正な運営を図るため、認証機関として浄法寺漆認証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、別に要領に定める。

(認証の対象)

第4条 認証の対象とする浄法寺漆は、荒味漆及び生漆とする。

(認証基準)

第5条 二戸地方振興局長は、次に掲げる事項を基本に認証基準を定め、公表するものとする。

ア 漆掻き職人に関する基準

イ 地域に関する基準

ウ 品質に関する基準

2 二戸地方振興局長は、認証基準を定めるとき又はこれを変更するときは、委員会の意見を聴くものとする。

(申請資格)

第6条 認証を申請する者は、前条の基準に基づいて漆を採取する者とする。

(認証の申請)

第7条 認証を申請する者は、委員会が定める期日までに浄法寺漆認証申請書（様式第1号（樽用）、第2号（チューブ用））を委員会に提出するものとする。

(審査及び決定)

第8条 委員会は、前条の規定による申請があった場合には、申請の内容について必要な調査及び確

認をするものとする。

- 2 委員会は、必要と認める場合に調査サンプルの提供又は申請者の出席を求めることができる。
- 3 委員会は、前2項の調査及び確認を踏まえ、前条の申請内容が認証基準に適合すると認めるときは、認証を決定し、当該申請者に浄法寺漆認証書（以下「認証書」という。様式第3号、第4号）及び浄法寺漆認証ラベル（以下「ラベル」という。様式第5号、第6号）を交付するものとする。
- 4 委員会は、前条の申請内容が認証基準に適合しないと判断するときは、その理由を付して認証しない旨を申請者に通知するものとする。
- 5 委員会は、認証の状況を明らかにしておくため、認証に係る台帳を整備するものとする。

（結果の公表）

第9条 委員会は、認証を受けた者の情報等認証に関する情報をホームページ等で公表するものとする。

（認証の表示）

第10条 認証を受けた者は、ラベルを樽等の容器又は委員会が認めるものの表面に明瞭に貼付しなければならない。

（ラベルの表示）

第11条 ラベルには下記に掲げる項目を記載するものとする。

- ア 生産時期（○年産）
 - イ 採取時期の別
 - ウ 重量（kg）
 - エ 生産者氏名、連絡先
 - オ 認証番号
 - カ 認証マーク
 - キ 認証機関名、代表印、連絡先
 - ク その他委員会が必要と認めた事項
- 2 前項に掲げる認証マークの規格は、別途定める。
 - 3 委員会は、文字及び認証マークの表示の状況について、必要に応じて認証を受けた者に報告を求め、検査を行うことができる。
 - 4 委員会は、認証の表示が適正でないとは判断したときは、その認証を取り消すとともに、表示の中止を命ずることができる。
 - 5 認証を受けた漆を小分けにして出荷する場合は、認証番号に枝番を付すものとする。

（認証内容の変更）

第12条 認証を受けた者は、認証の内容に変更が生じた場合は、浄法寺漆認証事項変更報告書（様式第7号）により遅滞なく委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、前項の報告について、その内容が認証の継続にあたり適正でないとは判断したときは、認証を取り消すものとする。

（認証後の調査と改善指示）

第13条 委員会は、必要と認めるときは、認証内容の状況又は施設へ立ち入り、状況を調査することができる。

2 委員会は前条第1項の報告又は前項の調査において、認証を受けた者に改善の必要があると認められるときは、必要な指示を行うものとする。

(認証の取消)

第14条 委員会は、第11条第4項及び第12条第2項の規定に該当する場合並びに認証を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すものとする。ただし、認証を受けた者の責めに帰さない理由による場合は、この限りでない。

ア 虚偽の申請により認証を受けたとき。

イ 前条第1項に規定する手続きを経ずに、認証の内容を変更したとき。

ウ 前条第2項に基づく指示に従わないとき。

エ その他制度の運用に重大な支障を来す行為又は浄法寺漆の信用を著しく侵害する行為があったとき。

2 委員会は、前項の規定により認証を取り消した場合は、速やかにその旨を当該認証を受けた者に通知するものとする。

(認証書の保管)

第15条 認証を受けた者は、認証書を適正に保管するとともに、認証書を紛失又は破損したときは、遅滞なく委員会に届け出て、再交付を受けるものとする。

(認証を受けた者の責務)

第16条 認証を受けた者は、委員会及びその他この要綱に定める事項を誠実に遵守し、浄法寺漆の周知及び振興に努めるとともに、様々な媒体を通じて内外への積極的な情報発信に努めるものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月26日から施行する。

浄法寺漆認証制度の運用について

平成20年8月26日制定

- 1 要綱第5条に定める「認証基準」は次のとおりとする。
 - (1) 漆掻き職人に関する基準
 - ア 岩手県浄法寺漆生産組合の組合員であること、若しくは主として二戸市浄法寺町で伝統的に行われてきた漆掻きの技術により採取する者であること。
 - イ 浄法寺漆認証委員会（以下、「委員会」という。）が特に認めた者であること。
 - (2) 地域に関する基準
 - ア 岩手県全域
 - イ 青森県三戸郡、八戸市、十和田市
 - ウ 秋田県鹿角郡小坂町、鹿角市、大館市
 - (3) 品質に関する基準
 - ア 増量等を目的として、意図的に異物を混入させていないこと。
 - イ 浄法寺漆以外の漆を混入させていないこと。
- 2 審査方法は、従来、浄法寺漆共進会等において採られていた方法を参考とするほか、公平性、客観性の観点から、ユーザーに配慮した方法を用いるよう努めること。